## 独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程の一部改正(案)新旧対照表

<b>水 工 安</b>	珥 /二
改 正 案	現 行
第1条~第4条 (略)	第1条~第4条 (略)
(議事) 第5条 (略) 2 (略) 3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認 めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員 から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の 議決とすることができる。 4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開 かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとす る。	第5条 (略) 2 (略)
第 $6\sim7$ 条 (略)	第6~7条 (略)
(議事概要)   第8条   1 (略)   2 (略)   3 第5条第3項の規定により議決を行った場合の議事概要には、   議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。	(議事概要) 第8条 (略)
第9~11条 (略)	第9~11条 (略)
<u>附 則</u> この規程は、平成30年4月1日から施行する。	